

浦河公共職業安定所発表

令和 8 年 1 月 19 日（月）

担当	浦河公共職業安定所 所長 菅野 真悟 雇用指導官 谷田 瑞歩 電話 0146(22)3036
----	---

令和 7 年 障害者雇用状況報告の集計結果

浦河公共職業安定所（所長 菅野 真悟）では、このたび、令和 7 年「障害者雇用状況等報告」（令和 7 年 6 月 1 日現在）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

集計結果のポイント

【民間企業（40.0人以上規模の企業）】（法定雇用率 2.5%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに前年を下回る。
- 法定雇用率達成企業の割合は 64.1% と、対前年比 3.5 ポイントの減少。

【地方公共団体】（法定雇用率 2.8%）

- 雇用障害者数は前年を上回るも、実雇用率は前年を下回る。

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
		管 内	北 海 道	全 国	管 内	北 海 道	全 国
民 間 企 業	% 2.5	% 3.13	% 2.57	% 2.41	% 64.1	% 49.2	% 46.0
地 方 公 共 団 体	% 2.8	% 2.67	% 2.60	% 2.80	% 75.0	% 59.9	% 71.2

民間企業における雇用状況

- 集計企業数は 39 社（前年より 2 社増加）
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は 3,033.5 人（対前年比 2.2%（64.5 人）増加）
- 雇用されている障害者数は 95.0 人（対前年比 2.6%（2.5 人）減少）
- 実雇用率は 3.13%（前年より 0.15 ポイント減少）
- 法定雇用率達成企業の割合は 64.1%（前年より 3.5 ポイント減少）

区分		集計企業数	対象労働者数(人)	雇用障害者数(人)	実雇用率(%)	達成企業の割合(%)
管内	7年	39	3,033.5	95.0	3.13	64.1
	6年	37	2,969.0	97.5	3.28	67.6
北海道	7年	4,365	723,554.0	18,579.5	2.57	49.2
	6年	4,218	684,930.0	18,048.0	2.64	49.5
全国	7年	120,467	29,210,526.0	704,610.0	2.41	46.0
	6年	117,239	28,162,399.0	677,461.5	2.41	46.0

【管内】（各年 6 月 1 日現在）

項目 年	集計企業の内訳			達成企業の割合	常用労働者数		実雇用率	不足数
	計	達成	未達成		対象労働者数	障害者数		
令和 7 年	39	25	14	64.1%	3,033.5	95.0	3.13%	22.0
令和 6 年	37	25	12	67.6%	2,969.0	97.5	3.28%	22.0
令和 5 年	30	24	6	80.0%	2,674.0	94.0	3.52%	14.0
令和 4 年	18	15	3	83.3%	2,059.0	82.5	4.01%	7.0
令和 3 年	21	16	5	76.2%	2,151.0	62.0	2.88%	5.5

※「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在雇用している障害者の数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

地方公共団体における在職状況

- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は 1,069.0 人（対前年比 8.7%（85.5 人）増加）
- 雇用されている障害者の数は 28.5 人（対前年比 7.5%（2 人）増加）
- 実雇用率は 2.67%（前年より 0.02 ポイント減少）
- 法定雇用率達成機関の割合は 75.0%（前年より 3.6 ポイント増加）

ハローワークの取組

民間企業については、

- 雇用される障害者は着実に増加していますが、35.9%の企業が法定雇用率を未達成であるため、今後も各企業が法定雇用率を達成するよう、個別訪問による制度の周知・指導を行います。
- また、障害者の職業相談、職業紹介、関係機関と連携したチーム支援の充実（同行訪問、ジョブコーチ等を活用した職場適応・職場定着の促進、各種助成金制度の情報提供等）により、障害者の雇い入れから職場定着までの一貫した支援を行います。

地方公共団体については、

- 民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、法定雇用率の早期達成に向け、未達成機関に対して個別に訪問指導を実施しています。

(参 考)

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 一般の民間企業 2.5% (令和6年3月まで2.3%)
- 国、地方公共団体 2.8% (令和6年3月まで2.6%)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。